

ご旅行条件書(要旨) ※お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は、ヤサカ観光株式会社(以下「当社」という)が企画・主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書や当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。

1. お申し込み方法、条件と旅行契約の成立

この旅行契約の予約・申し込みについては、電話・インターネットにて受け付けます。当社から予約の旨を通知した後、当社にご来店または指定のコンビニ決済にて申込金をお支払いいただき受理されたとき、旅行契約は成立いたします。

申込金：大人・小人旅行代金全額(取消料の一部として取扱います。)
契約書面：本書 申込締切：旅行開始日当日の前営業日まで

2. 旅行代金に含まれるもの

パンフレットに記載された日程の旅行代金及び消費税等、諸税を含んでいます。なお、行程中の自由行動及び個人的諸経費は含まれません。

3. 旅行内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、官公庁の命令、運送機関の旅行サービスの中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

4. 旅行契約の解除

(1) お客様は下記の取消料をお支払いいただければ、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

取消日	21日目以前	20日目以前	7日目以前	前日	当日	旅行開始後無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

(2) お客様は下記の場合、取消料を支払わずに旅行契約を解除することができます。

- ・お客様が当初の旅行契約から旅行日を変更される時。
- ・天災地変、官公庁の命令、運送機関の旅行サービス提供の中止等、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行日程に従った旅行の実施が不可能になった時。

5. 当社による旅行契約の解除権

下記の場合は、当社が旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- ① お客様が、当社があらかじめ明示した参加者の条件を満たしていないとき。
- ② お客様が、病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められているとき。
- ③ 所定の期日までに、旅行代金をお支払いいただけなかったとき。
- ④ 天災地変、運送機関等の旅行サービスの中止、官公庁の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った実施が、不可能または不可能となるおそれ極めて大きいとき。

6. 当社の責任・免責事項

- (1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限りお一人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公庁の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止
 - ② 運送機関等のサービス提供中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止
 - ③ 自由行動中の事故
 - ④ 食中毒、盗難
 - ⑤ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的の地滞在時間の短縮

7. 旅程補償

- (1) 当社は契約書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1 募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。
 - ① 旅行開始日又は旅行終了日
 - ② 旅行目的地
- (2) ただし次の場合は当社は変更保証金を支払いません
 - ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - ② 戦乱、暴動、官公庁の命令
 - ③ 不通、休業等運送機関等のサービス提供の中止
 - ④ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - ⑤ 旅行参加者の生命または身体确保安全のために必要な措置

8. 特別補償

当社は、特別補償規定の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。

- ・死亡補償金 1,500万円
- ・入院見舞金 2～20万円
- ・通院見舞金 1～5万円
- ・携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内

9. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

10. 個人情報の取扱いについて

当社は、申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申込みいただいた旅行における運送機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、当社の提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想提供やアンケートのお願いなどのために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

11. ご旅行条件・ご旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は2025年1月25日を基準としております。

●お問い合わせ・お申し込み

ヤサカ観光(株)旅行センター 075-223-1451

〈旅行企画・実施〉京都府知事登録旅行業者第2-25号 ヤサカ観光株式会社旅行センター

京都市中京区烏丸通り御池上る二条殿町538 ヤサカ烏丸御池ビル4階
(地下鉄烏丸御池駅より北へ徒歩2分)

営業時間 月～金 9:00～17:30 休日 土・日・祝日
総合旅行業務取扱管理者 加藤正敏